

ID: 444

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する規則 第10条第2項		
例 規 番 号	令和4年規則第49号		
【根拠条文】 (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請等) 第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第4号)により、自ら市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第5号)を交付する。 3 前項の証明書の交付に関する手数料は、芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の定めるところによるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日